

# 公 告

契約担当官  
航空自衛隊第1航空団  
会計隊長 伊藤 勝



次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 件 名 金属屑等売払い(アルミ屑他7品目)
  - (2) 引渡場所 航空自衛隊浜松基地
  - (3) 引渡期限 令和7年1月31日
- 2 競争に参加する者に必要な資格
  - (1) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の交付を受けた者で「物品の買受け」C級以上に格付け『東海・北陸地域』の競争参加資格を有する者。
  - (2) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。
  - (3) ア 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
イ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。  
ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- 3 契約条項を示す場所 静岡県浜松市中央区西山町無番地 航空自衛隊浜松基地 会計隊
- 4 競争執行の場所及び日時
  - (1) 場 所 航空自衛隊浜松基地 会計隊 入札室
  - (2) 入札日時 令和6年12月10日(火)10時00分
- 5 入札方法  
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税込みの金額を入札書に記載すること。
- 6 保証金に関する事項
  - (1) 入札保証金 予決令第77条第二号により免除
  - (2) 契約保証金 予決令第100条の3第三号により免除
- 7 入札の無効  
競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- 8 契約書等作成の要否 要
- 9 落札決定方式 総額決定
- 10 契約方法 確定契約
- 11 その他
  - (1) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
  - (2) 入札に先立ち、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること。(FAX可)
  - (3) 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和6年12月6日(金)必着。
  - (4) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。  
電話(053)472-1111 内線 3772 FAX(053)472-7735 担当: 三田

航空自衛隊仕様書				
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書		
	性質による分類	個別仕様書		
物品番号			仕様書番号	
品名 又は 件名	金属屑等売払い		浜基LPS-X200044-1	
			承認	令和3年 1月29日
			作成	令和3年 1月29日
			改正	令和4年 6月29日
				令和 年 月 日
作成部隊等名	1空団 補給隊			

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊浜松基地で不用となった金属屑等において、循環的な利用を行うため、引取業者に売払う場合について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか引用文書等による。

#### 1.2.1 金属屑等

金属屑及び分別が困難な附帯発生する廃棄物をいう。

#### 1.2.2 循環的な利用

再使用、再生利用及び熱回収をいう。ただし、中古品として原形をとどめたまま使用することを除くものとする。

#### 1.2.3 解体

取外し、破壊、切断、粉碎、押しつぶし及び溶解をいう。

#### 1.2.4 防衛用品

防衛用武器、防衛用施設機器、防衛用航空機用機器、防衛用一般機器をいう。

### 1.3 引用文書等（以下「法令」という。）

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、最新版とする。

- a) 循環型社会形成推進基本法（平成12年6月2日法律第110号）
- b) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）

## 2 売払いの内容

### 2.1 売払いの条件

金属屑等を、法令に基づき循環的な利用を行うため、解体するものとし、附帯発生する廃棄物についても適正な廃棄処分を行うものとする。

なお、防衛用品及び同部品の金属屑等は、外国の国家的利益のための実験研究若しくは開発業務等に利用されてはならず、また、中古品として原形をとどめたまま、民間等において利用、再使用及び転売等をしてはならない。

### 2.2 搬出

- a) 当該金属屑等の搬出は、契約代金納入後に契約相手方の負担において行うものとし、引渡期限内に搬出するものとする。
- b) 契約担当官の指名した係官の立会いの下、品目及び数量を確認後、積込作業に着手するものとする。

品名又は件名	金属屑等売払い
--------	---------

### 2.3 引渡し

- a) 関連法令を遵守し、生活環境の保全に努め、いかなる場合にあっても排出事業者（以下「官側」という。）、第三者及び環境等に損失を与えてはならない。
- b) 引取りに関して事故のないよう留意するとともに、事故発生の場合はすべて契約相手方の責任において処理するものとする。
- c) 防衛省所管物品であることを標示するための記号、標識等が残った状態で引渡される場合には、契約相手方はこれらを抹消又は除去するとともに、抹消又は除去したことが確認できる写真等を速やかに官側へ提出するものとする。
- d) 当該金属屑等は現状渡しであり、契約締結後、官側は当該物品に対し一切の責任を負わず、契約相手方は、当該物品に不具合、隠れた瑕疵等を発見しても、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

### 2.4 金属屑等

調達要領指定書のとおり。

## 3 所有権の移転

当該金属屑等の所有権は、引渡し完了したときをもって、官側から契約相手方に移るものとする。

## 4 その他の指示

### 4.1 秘密保全・安全管理

契約相手方は、官側の秘密に関する事項を知ったときには、これを第三者に漏らし又は利用してはならない。また、作業区域外への立入りは禁止する。ただし、やむを得ず作業区域以外への立入りを必要とする場合は、官側の指示を受けるものとする。

### 4.2 疑義

この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

### 4.3 役務に関する要求

この役務に関して基地内に入門できる者は、原則として日本国籍を有する者とする。ただし、外国籍の者が入門する可能性がある場合、入札前に入門の可否について官側に確認を受けるものとする。

### 4.4 基地の入出門手続き要領

複数日にわたり入門を必要とする場合は、業者入門申請（付紙様式第1）とともに、引渡し希望日の3日前（休養日祝日等を除く。）までに、入門者の住民票又は住民票記載事項証明書（本人のみ）を1部（コピー可）（発行から3か月以内、本籍地（都道府県名）が記載されたもの。マイナンバー（個人番号）及び住民票コードが記載されたものは除く。）を提出するものとする。

## 5 個人情報の取り扱い

官側で預かる個人情報は、浜松基地の入出門管理のみに使用するものとする。

防衛部長

付紙様式

担任部隊等の長

## 業者入門申請書

令和 年 月 日

浜松基地司令 殿  
 (第1航空団司令部防衛部長気付)

(担任部隊等担当者)

部 隊 名 :

階級氏名 :

連絡先 (内線) :

次のとおり、入門を申請します。

会 社 名 :

会 社 住 所 :

代表者氏名 :

1 目的 :

2 期間 :

3 場所 :

4 入門者<sup>注:1</sup> : 以下\_\_\_名

(うち、外国籍で在留期間が届け出期間に満たない者\_\_\_名)

5 現場責任者氏名 :

※ お預かりする個人情報は、浜松基地の入出門管理のみに使用します。

注:1 入門する代表者の氏名及び人数等を記載し、属紙様式「従業員等名簿」を添付する。

2 記入後、「個人情報」を明記する。

属紙様式

## 従業員等名簿（日本国籍を有する者）

番号	ふりがな 氏名	生年月日 注：1	現住所 (本籍地都道府県)	車両乗入有無 (車番)	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

※ お預かりする個人情報は、浜松基地の入出門管理のみに使用します。

- 注：1 生年月日は、入門時に用いる公的機関が発行した写真付きの身分証明書等と同様の記載要領（和暦又は西暦）で記入する。
- 2 記入後、「個人情報」を明記する。

調達要領指定書	調達要求番号	
	調達要求年月日	令和6年11月19日
	作成部隊	1空団 補給隊
	作成年月日	令和6年11月19日
品名又は件名	金属屑等売払い	
仕様書番号	浜基LPS-X200044-1	

指定事項：金属屑等は、表による。

表－金属屑等一覧表

項目	品名	規格	単位	数量	備考
1	アルミ屑		KG	821.0	
2	真鍮屑		KG	441.1	空薬莢には、溶解証明書提出が必要。
3	銅屑		KG	211.0	
4	鉛屑	バッテリー	KG	1,486.2	
5	小型鋼鉄屑		KG	19,448.9	
6	ステンレス屑		KG	249.8	
7	金属屑	廃弾	KG	183.5	
8	雑金属屑		KG	45,171.7	
			以下余白		

真鍮屑（空薬莢）は溶解処理するものとし、溶解証明書を引き渡した日より180日までに提出するものとする。